

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和6年4月16日(2024.4.16)

【公開番号】特開2023-165926(P2023-165926A)

【公開日】令和5年11月17日(2023.11.17)

【年通号数】公開公報(特許)2023-217

【出願番号】特願2023-166596(P2023-166596)

【国際特許分類】

H 04 N 19/70(2014.01)

10

H 04 N 19/593(2014.01)

【F I】

H 04 N 19/70

H 04 N 19/593

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月5日(2024.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エンコーダによって実行されるビデオ・エンコードの方法であって、当該方法は：

参照ピクチャー・データを利用して入力ピクチャー・データを予測的に符号化したもの
を含む符号化された情報を生成する段階を含み、

前記参照ピクチャー・データは、前記入力ピクチャー・データより以前のピクチャーか
らローカル・デコーダ動作によって生成され、

前記ローカル・デコーダ動作は：

30

符号化ビデオ・ビットストリームの予測情報における複数の画像スライスについてのプロファイル情報をデコードする段階であって、前記プロファイル情報は、前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の前記画像スライスのそれぞれがイントラ符号化されるプロファイルのプロファイル識別情報を含み、前記プロファイル情報は前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスが1つのピクチャーに含まれているかどうかを示す情報を含み、該情報が前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスが1つのピクチャーに含まれることを示すことが、前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスがイントラ符号化されていることを示す、段階と；

前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスに対してイントラ予測を実行する段階と；

少なくとも1つの画像ピクチャーを、前記イントラ予測に基づいて再構成する段階とを含む、

方法。

【請求項2】

前記プロファイル情報は、前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスがイントラ符号化されているかどうかを示す第1のフラグをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1のフラグは、前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスが1つのピクチャーに含まれているかどうかを示す前記情報の後にデコードされる、請求項2に

50

記載の方法。

【請求項 4】

前記第1のフラグは、前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスがイントラ符号化される前記プロファイルの前記プロファイル識別情報に基づいて、前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスがイントラ符号化されていることを示す、請求項2に記載の方法。

【請求項 5】

前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスが1つのピクチャーに含まれているかどうかを示す前記情報は、前記プロファイルが前記符号化ビデオ・ビットストリーム内に1つのピクチャーのみが含まれる静止ピクチャー・プロファイルであることにに基づいて、前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスが1つのピクチャーに含まれることを示す、請求項2に記載の方法。

10

【請求項 6】

非イントラ関連構文要素は、(i)前記第1のフラグが、前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスがイントラ符号化されることを示すこと、(ii)前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスが1つのピクチャーに含まれているかどうかを示す前記情報が、前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスが1つのピクチャーに含まれることを示すことのうちの1つに基づいて、前記予測情報に含まれない、請求項2に記載の方法。

20

【請求項 7】

前記予測情報は、前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスがイントラ符号化され、1つのピクチャーに含まれるかどうかを示す第3のフラグを含み、前記第3のフラグは、前記プロファイル情報には含まれない、請求項1ないし6のうちいずれか一項に記載の方法。

【請求項 8】

前記第3のフラグは、前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスが1つのピクチャーに含まれているかどうかを示す前記情報が、前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスが1つのピクチャーに含まれることを示すことに基づいて、前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスがイントラ符号化され、1つのピクチャーに含まれることを示す、請求項7が請求項2ないし6のうちいずれか一項を引用する場合の請求項7に記載の方法。

30

【請求項 9】

前記符号化ビデオ・ビットストリーム内の各画像スライスが1つのピクチャーに含まれているかどうかを示す前記情報は、Main 10静止ピクチャー・プロファイルおよびMain 4:4:4 10静止ピクチャー・プロファイルのうちの一方であり、

当該方法は、Main 10静止ピクチャー・プロファイルおよびMain 4:4:4 10静止ピクチャー・プロファイルのうちの一方に準拠する前記複数の画像スライスに対応する前記符号化ビデオ・ビットストリームに、1つのピクチャーのみが含まれるように制約することをさらに含む、請求項1ないし8のうちいずれか一項に記載の方法。

40

【請求項 10】

請求項1ないし9のうちいずれか一項に記載の方法を実行するように構成された処理回路を有する、装置。

【請求項 11】

少なくとも1つのプロセッサによって実行されたときに該少なくとも1つのプロセッサに請求項1ないし9のうちいずれか一項に記載の方法を実行させる命令を記憶している非一時的なコンピュータ読み取り可能な記憶媒体。

【請求項 12】

少なくとも1つのプロセッサに請求項1ないし9のうちいずれか一項に記載の方法を実行させるためのコンピュータ・プログラム。

50